

過年度災害復旧工事等に係る未払金調査特別委員会  
調 査 報 告 書

平成30年1月31日

高 梁 市 議 会

< 目 次 >

1. 調査の趣旨	1
2. 特別委員会の設置	1
(1) 設置決議	1
(2) 委員会の定数	1
(3) 委員長、副委員長、委員の氏名	1
3. 調査事件	1
(1) 調査事項	1
4. 委員会の開催状況	2
5. 説明員の出席等	3
(1) 執行機関として説明を求めた者、説明の概要	3
(2) 直接聞き取り調査を行った者、聞き取り事項	4
6. 記録、資料の提出	4
(1) 地方自治法第100条第1項で提出を求めた記録	4
(2) 文書による任意回答調査	4
7. 委員派遣	4
8. 調査の内容と結果	5
(1) 概要と経過	5
(2) 明らかになった事実関係とその原因背景	6
(3) 調査事項の問題点	8
(4) 調査事項に対する指摘・再発防止対策	9
9. 調査経費	10
(1) 未払金調査特別委員会の議決経費	10
(2) 決算見込み	10
10. 最後に	10
(参考資料-1)	12
(参考資料-2)	13
(参考資料-3)	16

## 1. 調査の趣旨

平成 29 年 8 月 21 日、高梁市議会全員協議会において、産業経済部内の複数課において工事を発注したにもかかわらず事業者と契約書を交わさず工事代金が未払いになっている事案について執行部から議会への説明がなされた。

具体的には、一般会計で産業経済部の農林課、建設課において平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間で市の単独工事が 204 件、事業者への工事費等の未払い額が 9,637 万 1,910 円。特別会計では産業経済部上下水道課で 1 件、618 万 6,240 円。全体件数 205 件、関係事業者 19 社、総額 1 億 255 万 8,150 円の未払いが生じていることが報告された。

このような不適切な事務処理は、コンプライアンスという観点から決して容認されるべきものでなく、同時に市民の行政に対する信頼を失墜させる行為であり、行政への不信が広がりかねない。

このような状況に鑑み、本委員会では今般の事案が発生した原因、背景を究明し再発を防止するとともに、市民への説明責任を果たし、行政に対する不信を取り除くことを目的として関係する事務の調査を行うものである。

## 2. 特別委員会の設置

### (1) 設置決議

平成 29 年 9 月 4 日 平成 29 年第 4 回定例議会 (参考資料-1)

地方自治法第 100 条第 1 項及び第 10 項の権限を過年度災害復旧工事等に係る未払金調査特別委員会に委任した。

### (2) 委員会の定数

9 名

### (3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	倉野嗣雄
副委員長	宮田公人
委員	川上博司
〃	川上修一
〃	小林重樹
〃	内田大治
〃	宮田好夫
〃	石部 誠
〃	石田芳生

## 3. 調査事件

### (1) 調査事項

過年度災害復旧工事等に係る未払金に関する事項

#### 4. 委員会の開催状況

第1回未払金調査特別委員会 平成29年9月4日（月）午後3時18分～

- ・正副委員長選出

第2回未払金調査特別委員会 平成29年9月13日（水）午後1時～

- ・調査の方法について
- ・委員会の運営について
- ・資料請求について

第3回未払金調査特別委員会（秘密会）平成29年9月25日（月）午後1時30分～

- ・農林課工事資料の確認1番～31番

第4回未払金調査特別委員会（秘密会）平成29年10月2日（月）午前10時～

- ・建設課工事資料の確認1番～40番

第5回未払金調査特別委員会（秘密会）平成29年10月11日（水）午前10時～

- ・建設課工事資料の確認41番～100番

第6回未払金調査特別委員会（秘密会）平成29年10月17日（火）午前10時～

- ・建設課工事資料の確認101番～160番

第7回未払金調査特別委員会（秘密会）平成29年10月23日（月）午前11時～

- ・今後の調査の進め方について
- ・関係事業者への調査方法について

第8回未払金調査特別委員会（秘密会）平成29年10月30日（月）午前10時～

- ・建設課工事資料の確認161番～173番
- ・上下水道課工事資料の確認
- ・農林課調査保留部分の追加説明

第9回未払金調査特別委員会（秘密会）平成29年11月6日（月）午後1時～

- ・建設課調査保留部分の追加説明
- ・現地調査の進め方について

第10回未払金調査特別委員会（秘密会）平成29年11月13日（月）午前10時～

- ・現地調査
- ・中間報告の取りまとめについて
- ・職員からの聞き取り調査の方法について協議

第11回未払金調査特別委員会（秘密会）平成29年11月29日（水）午後2時30分～

- ・総務課より関係職員からの聞き取り調査内容の説明

第12回未払金調査特別委員会（秘密会）平成29年12月14日（木）午前11時～

- ・中間報告について（平成29年12月15日 中間報告提出）（参考資料－2）
- ・関係事業者への調査について

第13回未払金調査特別委員会（秘密会）平成29年12月22日（金）午前10時45分～

- ・関係事業者への調査について

第14回未払金調査特別委員会（秘密会）平成29年12月25日（月）午前10時～

- ・関係職員への個別聞き取り調査方針について

第15回未払金調査特別委員会（秘密会）平成30年1月9日（火）午前10時～

- ・関係幹部職員への聞き取り調査

第 16 回未払金調査特別委員会（秘密会）平成 30 年 1 月 17 日（水）午前 9 時～

- ・ 関係事業者への調査結果取りまとめについて
- ・ 再発防止対策について
- ・ 議員間討議の開催方法について

第 17 回未払金調査特別委員会（秘密会）平成 30 年 1 月 26 日（金）午後 2 時～

- ・ 最終報告書(案)作成について

第 18 回未払金調査特別委員会（秘密会）平成 30 年 1 月 29 日（月）午後 1 時～

- ・ 最終報告書(案)の確認について

第 19 回未払金調査特別委員会 平成 30 年 1 月 31 日（水）午前 11 時～

- ・ 最終報告書について

## 5. 説明員の出席等

(1) 執行機関として説明を求めた者、説明の概要

① 農林課に関する過年度災害復旧工事等に係る未払金について

産業経済部長 丹正鎮夫

農林課長 川上康之

農林課長補佐 井上哲也

農林課耕地整備係長 内田和広

農林課に関する過年度災害復旧工事等に係る未払金の積算根拠の説明

② 建設課に関する過年度災害復旧工事等に係る未払金について

産業経済部長 丹正鎮夫

建設課長 鞠子護

建設課長代理 上田雅嗣

建設課建設係長 片山正晴

建設課に関する過年度災害復旧工事等に係る未払金の積算根拠の説明

③ 上下水道課に関する過年度災害復旧工事等に係る未払金について

産業経済部長 丹正鎮夫

上下水道課長 三村憲市

上下水道課長代理 川上穰

上下水道課に関する過年度災害復旧工事等に係る未払金の積算根拠の説明

④ 職員の聞き取り調査に関する状況調査について

総務部長 竹並信二

総務課長 赤木和久

総務課長代理 森昌士

過年度災害復旧工事等に係る未払金発生に関わる職員への聞き取り調査の説明

(2) 直接聞き取り調査を行った者、聞き取り事項

①過年度災害復旧工事等に係る未払金発生に関わる職員への個別聴取について

平成 26 年度～平成 27 年度 農林課参事  
平成 26 年度～平成 27 年度 農林課長  
平成 27 年度～平成 28 年度 建設課長  
平成 26 年度 建設課長  
平成 28 年度 上下水道課長補佐  
平成 28 年度 上下水道課長  
平成 24 年度 農林課長  
平成 27 年度～平成 28 年度 産業経済部長  
平成 25 年度～平成 26 年度 産業経済部長

関係職員への個別聞き取り事項

- ①情報の共有・意志決定はどのように行われたのか
- ②職場統括者である管理職としての対応は十分であったか
- ③文書管理の方法は適切であったか
- ④業務フロー・事務処理の方法など再発防止策についてどのように考えるか
- ⑤その他 上記①から④に関連する事項

## 6. 記録、資料の提出

(1) 地方自治法第 100 条第 1 項で提出を求めた記録

①過年度災害復旧工事等に係る未払金所属別明細表に関して

- ・過年度災害復旧工事等に係る未払金の積算根拠となる資料全て
- ・過年度災害復旧工事等に係る未払金に関係する職員が工事着工前の現場確認、工事途中の現場確認及び完成後の確認を行なっているかの調査表

②過年度災害復旧工事等に係る未払金発生に関わる職員への聞き取り調査に関して

- ・過年度災害復旧工事等に係る未払金調査特別委員会への説明資料  
(平成 29 年 11 月 29 日 総務部総務課 作成)

(2) 文書による任意回答調査

①関係事業者 19 社に対する文書による任意回答調査 (参考資料-3)

## 7. 委員派遣

日時 平成 29 年 11 月 13 日 (月)

場所 高梁市川面町地内及び玉川町地内

目的 現地調査

派遣 委員長 倉野嗣雄 副委員長 宮田公人

委員 川上博司 川上修一 小林重樹 宮田好夫 石部誠 石田芳生

## 8. 調査の内容と結果

### (1) 概要と経過

- 平成 29 年 8 月 21 日開催の高梁市議会全員協議会において、執行部より過年度災害復旧工事等に係る未払金が全体で 205 件、1 億 255 万 8,150 円にのぼるという説明がなされた。この問題について高梁市議会では、平成 29 年 9 月の第 4 回定例会において、地方自治法第 109 条第 1 項の規定による「過年度災害復旧工事等に係る未払金調査特別委員会」を設置した。
- 「過年度災害復旧工事等に係る未払金調査特別委員会」は構成委員を 9 名とし、調査内容を大きく、1. 工事関係資料の再確認、2. 職員の関与について、3. 発生原因の究明、4. 再発防止についての 4 点に分類し、本件の発生原因の究明、再発防止に向け 19 回の委員会を開催し調査を行った。
- 第 10 回までの委員会において、工事関係資料の再確認を行うため 205 件の案件につき、①工事を実施した事業者名、②工事期間、③施工前写真、④作業状況写真、⑤完成写真、⑥参考見積書、⑦請求書の 7 項目のチェックリストを設け、9 名の委員で詳細にわたって、工事の内容や関係書類の有無、及び日付の確認を行った。また、第 10 回委員会においては、数カ所の現地調査を行い工事関係資料との整合性を確認した。
- 第 11 回委員会では、総務部総務課の人事担当職員より本件に関する関係職員からの聞き取り調査内容について「過年度災害復旧工事等に係る未払金調査特別委員会への説明資料」をもとに委員会としての聞き取り調査を実施した。
- 第 12 回から第 14 回委員会では、当該委員会の中間報告の取りまとめと、関係事業者への任意調査のあり方、並びに関係職員への個別聞き取り調査の方法について審議を行った。
- 第 15 回委員会では、当時の管理職 8 名に対して、①情報の共有・意志決定はどのように行われたのか。②職場統括者である管理職としての対応は十分であったか。③文書管理の方法は適切であったか。④業務フロー・事務処理の方法など再発防止策についてどのように考えるか。⑤その他 上記①から④に関連する事項。上記の 5 点を中心として直接聞き取り調査を行った。
- 第 16 回委員会では、関係事業者からの文書回答の取りまとめと、再発防止に向けた取り組みについて意見交換、及び審議を行った。事業者からの回答は、回答しない意思表示が 1 件、また再発防止について記載のあるもの 1 件の返送があった。再発防止対策については議員間討議を開催し各議員から広く意見を募ることとし、平成 30 年 1 月 23 日に全員協議会（議員間討議）を開催した。

- ・ 第17回から第19回の委員会では、議員間討議での各議員からの意見の集約と、最終報告書(案)の取りまとめに関する審議と文案について検討と調整を行った。

## (2) 明らかになった事実関係とその原因背景

### ① 工事関係資料の再確認について

工事関係資料の再確認作業については9名の委員が全ての関係書類の精査を行った。中間報告で指摘したとおり、関係書類への日付の記載漏れ、積算単価が統一されていない事など事務処理に関して複数箇所の不備が指摘された。しかし総体において資料、計数面において現実の工事内容と大きく逸脱する案件は見受けられなかった。以下、明らかになった事項を記載する。

- ・ 工事写真（施工前写真、作業状況写真、完成写真）、参考見積書について日付が記載されていない書類が多く見受けられた。
- ・ 工事に関する請求書は全く発行されていなかった。
- ・ 積算根拠の人件費については、写真確認のみであり事業者見積により検証する他ない。
- ・ 作業員区分により人件費が違うが写真からその違いを判別することが難しい。
- ・ 重機・トラック等について単価が統一されていない点がある。
- ・ 高額の仕事であっても、口答指示のみで途中の確認ができていない仕事があった。
- ・ 本来町内会で解決すべき仕事ではないかと疑念を持たれる案件が何件か含まれていた。
- ・ 災害復旧に係る仕事ではあるが、一般保全・修繕仕事と疑念を持たれる案件があった。
- ・ 本体仕事+付帯仕事において、付帯仕事の金額が本体仕事を上回るものが何件かあった。

### ② 職員の関与について

#### ア. 担当職員への調査に関して

担当職員については直接聞き取り調査を行っていないが、総務課からの資料説明によると、通常業務に対して慢性的な人員不足が生じており事務処理が滞ったこと。また、十分な予算確保ができず、現場対応との関係で事後払いを前提として仕事発注がなされていたという事実が認められた。以下、総務課資料説明による調査内容の主立った職員からの回答を記載する。

- ・ 公共災害については査定後の繰越仕事は変更ができないため、こうした追加仕事については単独市費となり、予算も十分でないため支払いを待ってもらうことを前提で発注していた。
- ・ 単市の修繕予算については、必要額を要求（平成24年度）したが、総合計画の計上額しか認められなかったため、以降はその額しか要求していない。結果、恒常的な予算不足となっている。



- ・ 支払いについて、業者へは災害修繕の予算が付くまで待つてほしい旨を伝えて、発注をしていた。
- ・ 平成 27 年度は維持修繕費を 7 月に使い切っており補正要求をしたが、災害ではないということで、認められなかった。
- ・ 技術職員が育っておらず、設計積算ができる職員が少なく危惧しているが、こうしたことも事案の背景にあると思う。
- ・ 従来から、一旦発注して予算が確保できた際に支払うという方法を行っていた。年度内、遅くとも次年度には精算すべきと考えていた。
- ・ 補助事業が多く多忙な中で、慢性的な予算不足と人員不足があり、このようなことになったと考えている。

#### イ. 関係上司・管理職への調査に関して

関係上司・管理職については総務課からの資料とあわせて個別聞き取り調査を実施した。

全ての上司から、未払い金について報告を受けていない、もしくは認識を持っていなかったとの回答であった。当然、課内での情報共有もなされておらず、管理職としての職員管理、課内統括のあり方に大きな問題があったと考えられる。

以下、総務課資料説明及び委員会での聞き取り調査内容の主立った回答を記載する。

- ・ 竣工検査等には立ち会っていたが、口頭発注し未払いがあることについては報告を受けていない。
- ・ 平成 26 年度に予算が不足しそうであることについて係長から相談があり、補正予算要求をし必要額の配当があった。したがって同年度の工事について未払い案件はないものと認識していた。
- ・ 災害修繕等の口頭発注工事については、発注時に予算が十分でないため支払いが遅れることはあるが、9 月・12 月補正で予算要求しており年度内精算が完了していたと認識していた。
- ・ 職員を信頼しており、今回のような案件があるという認識がなく、年度末に債務の確認等、十分な指示ができていなかったと考える。
- ・ 従来から災害時の緊急工事については、口頭により発注しており、予算が不足する場合は補正予算で財源が確保できた後に支払い処理をしていた。

- ・ 技術職の部下には「変更を指示したら必ず金額を計算しておくことと、業者に対して指示書を書くこと」を指導してきた。
- ・ 管理不行き届きであり教育不足と感じている。
- ・ 未払いがあったことについて各所属長から報告があったことはない。

### (3) 調査事項の問題点

#### ①工事関係資料の再確認について

- ・ 工事写真（施工前写真、作業状況写真、完成写真）、参考見積書等の関係資料に日付が記載されておらず、工事の時系列の関係性や事後検証が難しい。
- ・ 積算単価が公表されていないため人件費や重機等の積算単価が統一されていない。
- ・ 口答指示のみで後々の工事プロセスの管理、確認ができていない。
- ・ 災害復旧に係る工事ではあるが、財源確保の関係からか、一般保全・修繕工事もしくは、町内会で解決すべきものと疑念を持たれる案件が含まれていた。

#### ②職員の関与について

##### ア. 担当職員への調査に関して

- ・ 個別の工事案件が、個々の職員によって管理されており情報共有がなされていない。
- ・ 職務執行規則等による事務処理手続きが周知されておらず、正式な手続きを踏めないまま未払いが発生している。
- ・ 技術系職員の育成ができておらず、積算等の事務処理が技術系職員に偏る傾向がある。
- ・ 災害時の緊急工事の実施に際して、予算が通らないという先入観や、現実的に十分な予算措置がとられない事により結果的に支払い遅延が生じ今回の累積額となった。
- ・ 自身の業務内容について確実な業務引継ができていない。

##### イ. 関係上司への調査に関して

- ・ 管理職であるにもかかわらず、課内における情報共有や部下とのコミュニケーションによる問題の把握、早期発見を怠っており的確な人事管理ができていない。

- ・ 予算執行に際して、十分な予算管理や計数確認ができていない。
- ・ 職務執行規則等の関係法令が遵守できていない。

#### (4) 調査事項に対する指摘・再発防止対策

- ・ 工事写真（施工前写真、作業状況写真、完成写真）、参考見積書等の関係資料には日付を明記すべきである。日付がなければ今般のような案件に限らず、日常業務に関しても事後検証の大きな妨げとなる。
- ・ 災害復旧工事に関しては特命随意契約が許される案件ではあるが、着工指示後の事後確認ができていないことも職務執行上の問題である。こうしたことは、担当者、事業者間において作為的でなくとも、無作為のうちにコンプライアンスにかかわる問題を発生させてしまう危険性があり早急な管理体制の厳格化、業務フローの改善が必要である。
- ・ 積算根拠である建設関係の単価が公開されていない。公共工事に関する市民理解を深めるためにも情報公開すべきではないか。
- ・ 事業者からの参考見積書の提出を受けた上で、市が再積算を行うのならば、単市の災害復旧に関して積算フォームを設けるなど積算事務処理の簡素化、同一化を検討すべきである。
- ・ 関係事業者に対しては、今回の事案に関しては債権者であるとの認識の上で任意の文書回答による調査を実施したが、1社のみから今後の再発防止策について回答がなされた。社会通念上、工事の対価として請求がなされなかった事実については疑念を抱かざるを得ないが、「災害修繕の予算が付くまで待つてほしい旨を伝えて発注をしていた。」という職員の証言から、慢性的な予算不足により支払いの遅延や請求猶予について暗黙の了解が成り立っていたと考えられる。いずれにせよ事業者側も適切な時期に請求事務を履行すべきであったと考える。  
 なお、随意契約による発注においては支払期限を明確にするなど、一定のガイドラインを設け対応すること。
- ・ 現場確認の段階でIT機器等を活用し、現場状況写真、位置情報、事業者への指示内容などの基礎情報を集約管理し情報共有をはかり、全ての課内職員が状況把握できる管理体制を構築すること。
- ・ 現状では担当職員が一貫して工事業務を管理しており、チェック機能が働いていない。現場指示する職員と事後管理する職員を分離しダブルチェック体制が取れる組織改革が必要である。また、関連する部・課内において緊急災害時には人的な協力体制を取るための方法を検討すべきである。

- ・ 予算確保の観点から、一般保全・修繕工事もしくは、町内会で解決すべきものと疑念を持たれる案件が災害復旧工事に組み込まれていた。一般保全・修繕工事については過去の補修実績をもとに平均金額を設定し別の予算枠を設けて対応すべきではないか。また、災害復旧工事と一般保全・修繕工事については現場対応に関するガイドラインを設け、多様化する地元要望についての的確な回答をなすとともに、公共工事のあり方について住民理解を促すべきではないか。
- ・ 技術系職員の養成と技術継承、一般事務職員の一定レベルの技術的な理解を深めるための研修体制を整備すること。
- ・ 全職員に対してコンプライアンスの観点から職務執行規則等の基本的な事務処理体系を周知徹底させるための研修体制を整備すること。  
また、地方公務員制度は年功序列による管理職登用体制であると認識しているが、今般の事案は管理職の職務統括能力や、職責に関する認識の甘さなど人材面に起因する問題としても捉えることができる。今後、管理職の登用に際して、真の適性・能力を見極めるためにも登用試験を設けるなど選考システムの改善が必要である。

## 9. 調査経費

### (1) 未払金調査特別委員会の議決経費

本調査に要する経費は、本年度においては、30万円以内とする。

### (2) 決算見込み

区 分	内 容	支出額（見込み）円
旅 費	委員費用弁償	80,142
役務費	通信運搬費	3,116
	計	83,258

## 10. 最後に

「過年度災害復旧工事等に係る未払金調査特別委員会」は、平成29年9月から平成30年1月までの5カ月の期間をかけ、過年度災害復旧工事等に係る未払金に関し調査検証を行い、当該案件の発生原因の究明と再発防止に向けた議論を重ねてきたところである。

本件に関する具体的な経緯経過や事実関係については、8. 調査の内容と結果においてその詳細を記述しているが、それぞれの案件を総括して捉えるならば、まず、職務執行規則に対する認識不足による不適切な事務処理が上げられる。慢性的な予算不足や人員不足という物理的な問題を背景として、職務執行規則を無視した状態で経常的に支払いの遅延、請求猶予が行われたという事実を重く受け止めなくてはならない。

また、そうした問題を的確に把握できなかつた管理職のあり方も大きな課題である。今後、管理職としての職責を真に全うできる人材登用のためにも、人材育成や選考システムの早急な改善が必要である。

今回の不適切な事務処理はコンプライアンスという観点からすれば起こり得ない案件であり、それだけに市民の行政に対する信頼を大きく失墜させる結果を招いたと考えられる。市長をはじめ関係部署を統括する各管理職はこれらの案件を自らの問題として再認識し、職場内での情報共有、人事管理を徹底することにより、失われた市民からの信頼の回復に全力を傾注しなければならない。そのためにも、当該報告書に指摘された案件を真摯に受け止め、議会並びに市民に対してわかりやすい形で解決策を再度提示されたい。

また、高梁市議会としても今回の事案の発生を教訓として、市政に対する監視機能の強化に努めるとともに、市民の行政への信頼回復のために議会としての責務を果たしていかなければならない。

最後に、本委員会の調査に協力いただいた関係各位に感謝を申し上げ、「過年度災害復旧工事等に係る未払金調査特別委員会」の最終報告とする。

(参考資料－１)

乙議案第２号

過年度災害復旧工事等に係る未払金の調査に関する決議について  
上記案件を、高梁市議会会議規則第１４条第１項の規定により、次のとおり提出する。

平成２９年９月４日提出

高梁市議会議長 森 田 仲 一 様

提出者 高梁市議会議員 倉 野 嗣 雄  
賛成者 高梁市議会議員 宮 田 公 人  
賛成者 高梁市議会議員 川 上 博 司

過年度災害復旧工事等に係る未払金の調査に関する決議（案）

地方自治法第１００条の規定により、次のとおり過年度災害復旧工事等に係る未払金に関する調査を行うものとする。

記

１ 調査事項

過年度災害復旧工事等に係る未払金に関する事項

２ 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第１０９条及び高梁市議会委員会条例第６条の規定により、委員９名で構成する「過年度災害復旧工事等に係る未払金調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

３ 調査権限

本会議は、１に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第１００条第１項及び第１０項の権限を上記特別委員会に委任する。

４ 調査期限

上記特別委員会は、１に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお継続して調査を行うことができる。

５ 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、３０万円以内とする。

以上、決議する。

平成２９年９月４日

岡山県高梁市議会

(参考資料－ 2)

過年度災害復旧工事等に係る未払金調査特別委員会中間報告

去る、平成 29 年 8 月 21 日開催の全員協議会において、執行部より過年度災害復旧工事等に係る未払金が全体で 205 件、1 億 255 万 8,150 円にのぼるという説明があった。この事を受けて 9 月議会において高梁市議会では、地方自治法第 100 条に基づき過年度災害復旧工事等に係る未払金調査特別委員会を設置した。

本委員会は構成委員を 9 名とし、本案件の発生原因の究明、再発防止に向け調査を進めているところである。平成 29 年 9 月 4 日から、現時点で 12 回の委員会を開催している。当該委員会では調査内容を大きく、1. 工事関係資料の再確認、2. 職員の関与について、3. 発生原因の究明、4. 再発防止についての 4 点に分類し調査を進めている。

まず、第 10 回までの委員会において、工事関係資料の再確認を行うため 205 件の案件につき、チェックリストを設け、個々の工事関係書類をプロジェクターでスクリーンに投影し 9 名の委員で、現地調査を含め全件に渡って調査を実施した。

チェックリストの項目として、①工事を実施した業者名、②工事期間、③施工前写真、④作業状況写真、⑤完成写真、⑥参考見積書、⑦請求書の 7 項目を設定し、これら関係書類の有無、及び日付の確認を行った。また、第 10 回委員会においては、数カ所の現地視察を行い、工事関係資料との整合性を確認した。これらの調査について、各委員からの主だった意見・疑問点・指摘事項を以下に示す。

各委員からの指摘事項

- ・ 工事写真（施工前写真、作業状況写真、完成写真）について日付が記載されていない。
- ・ 参考見積書について日付が記載されていない。
- ・ 請求書は全く発行されていない。
- ・ 積算根拠の人件費については、写真確認のみであり業者見積により検証する他ない。
- ・ 作業員区分により人件費が違うが写真からその違いを判別することが難しい。
- ・ 重機・トラック等について単価が統一されていない点がある。
- ・ 高額の仕事であっても、口頭指示のみで途中の確認ができていない仕事がある。
- ・ 本来町内会で解決すべき仕事ではないかと疑念を持たれる案件が何件か含まれていた。
- ・ 高梁市文書管理規程に基づきどのような文書管理がなされていたのか。
- ・ 災害復旧に係る仕事ではあるが、一般保全・修繕仕事と疑念を持たれる案件があった。
- ・ 本体仕事+付帯仕事において、付帯仕事の金額が本体仕事を上回るものが何件かあった。
- ・ 積算根拠たる建設関係の単価が公開されていないので公開すべきではないか。
- ・ 参考見積の提出を受けて、市役所が再積算を行うのならば、積算フォームを設けて処理できるのではないか。

以上が各委員から示された指摘事項である。具体的な工事内容については、前段で述べたとおり、9名の委員がすべての関係書類の精査をおこなったが、資料、計数面において大きく逸脱する工事は見受けられなかった。

しかし、工事の発生日や途中経過、完成日を確定するための日付が、工事写真を含むすべての書類に的確に記載されていないことは、事後検証という観点から問題である。

また、災害復旧工事に関しては特命随意契約が許される案件ではあるが、着工指示後の事後確認ができていないことも職務執行上の問題である。こうしたことは、担当者、業者間において作為的でなくとも、無作為のうちにコンプライアンスにかかわる問題を発生させてしまう危険性があり早急な管理体制の厳格化、業務フローの改善が望まれるところである。

いずれにせよ、本中間報告への記載内容は今後の調査の過程において執行部からの的確な改善提案を受けるべき内容であり、いっそう議論を深めていかなければならない。

平成29年12月15日

過年度災害復旧工事等に係る  
未払金調査特別委員会  
委員長 倉野 嗣 雄

#### 委員名簿

委員長	倉野嗣雄
副委員長	宮田公人
委員	川上博司
〃	川上修一
〃	小林重樹
〃	内田大治
〃	宮田好夫
〃	石部 誠
〃	石田芳生

#### 委員会開催状況

平成29年9月4日	第1回未払金調査特別委員会
9月13日	第2回未払金調査特別委員会
9月25日	第3回未払金調査特別委員会
10月2日	第4回未払金調査特別委員会



10月11日 第5回未払金調査特別委員会  
10月17日 第6回未払金調査特別委員会  
10月23日 第7回未払金調査特別委員会  
10月30日 第8回未払金調査特別委員会  
11月6日 第9回未払金調査特別委員会  
11月13日 第10回未払金調査特別委員会  
11月29日 第11回未払金調査特別委員会  
12月14日 第12回未払金調査特別委員会

(参考資料－ 3)

〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇様

過年度災害復旧工事等に係る未払金の調査協力をお願い

本格的な冬の到来を感じさせる時候となって参りましたが、貴社におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素から地域住民の生活環境の維持保全を通して地域の安心安全に寄与いただくとともに、市政振興につきましても深いご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、先般、過年度の災害復旧工事等につき未払金が発生しており、関係事業者の皆様にはご迷惑をおかけいたしております。議会といたしましても、特別委員会を設置し、本件発生に至る真相の究明、再発防止に向けた対策について調査と議論を進めているところでございます。こうした議会对応は、ひとえに市民への説明責任を果たし、行政に対する不信を早急に取り除くことを第一義の目的といたしておりますので何卒ご理解を賜りたいと存じます。

つきましては、誠に恐縮でございますが本件の調査において事業者の皆様からもご教示を頂きたく、別紙にて何点かの質問項目を作成させていただきました。日々の業務でお忙しいこととは存じますが、先ほど申し上げました当該委員会の目的遂行のためご協力をいただきたく書面にてお願い申し上げます。

平成 29 年 12 月 22 日

高梁市議会  
議長 森 田 仲 一

過年度災害復旧工事等に係る  
未払金調査特別委員会  
委員長 倉 野 嗣 雄

各事業者様へ

調査表にご回答いただくにあたってのお願い

今般、送付させていただいております調査表の回答につきましては、あくまで任意でありますので、強制的に回答を求めるものではありません。

ご回答いただける事業者様におかれましては、貴社の事業者名をご記入いただき調査内容に関するご所見を記述いただければ幸いです。

なお、誠に恐縮ですが、特別委員会の調査スケジュールの関係で、平成 30 年 1 月 12 日までにご返信いただければ幸いに存じます。  
同封の返信封筒にて返信をお願いいたします。

<調査表返信先>

〒716-8501 高梁市松原通 2043

高梁市議会事務局

TEL : 21-0276 FAX : 22-9688

過年度災害復旧工事等に係る

未払金調査特別委員会

委員長 倉野嗣雄

副委員長 宮田公人

委員 川上博司

〃 川上修一

〃 小林重樹

〃 内田大治

〃 宮田好夫

〃 石部 誠

〃 石田芳生

(調査表)

貴事業者名 \_\_\_\_\_

<調査項目 1 >

今回のような、工事代金の未払いと請求の留保が生じた原因をどのようにお考えでしょうか。

<調査項目 2 >

今後このような事案を発生させないための方策について、事業者様の視点からお考えがあれば記述ください。